コミュニティ助成事業申請事務取扱要領

船橋市市民生活部自治振興課

（目的）

第１条　この要領は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）がコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施するコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）に係る市からセンターへの申請その他の事務に関し必要な事項を定め、助成事業の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（事業実施主体）

第２条　市長が助成事業の主体として認める団体は、町会・自治会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体（特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等並びに宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第三セクターを除く。）とする。

（助成事業の申請）

第３条　実施要綱に基づく助成（以下「助成」という。）を受けようとする団体は助成希望書（別記様式 1）及び別表１の書類を市長に提出しなければならない。

（選考）

第４条　市長は、前条の規定による提出があったときは、その適否を決定し、適当と認められる団体が複数あった場合は、助成事業を実施する年度から 5 年前までの間に助成を受けていない団体を優先して順位を定め、助成の申請の対象とする団体を決定するものとする。

2　前項の場合において、同順位の団体が複数あった場合には、抽選を行うものとする。

（千葉県への申請）

第 5 条　前条により助成申請の対象となった団体は、別表 1 に規定する書類を市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第６条　市長は、千葉県より助成の決定通知があった場合は、速やかに当該団体に対し、通知するものとする。

2　決定通知を受けた団体（以下「助成対象団体」という。）は、船橋市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、補助金等交付申請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

（計画変更等の承認）

第７条　助成対象団体は、助成事業において変更を生じる場合は、市長が認める軽微な変更を除き、速やかに規則に定める補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（第３号様式）により市長の承認を受けるものとする。

2　市長は、前項の報告を受けたときには内容を確認し、千葉県を通じてセンターに変更申請を行うものとする。ただし、実施要綱に規定する軽微な変更に該当する場合はこの限りでない。

（着手及び完了の届出）

第８条　削除

（実績報告）

第９条　助成対象団体は、当該助成事業が完了後直ちに、別表２に規定する書類及び規則に定める補助事業等実績報告書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

2　市長は、前項の必要書類を受理したときは、内容を審査し、適当と判断した場合は、実施要綱に定める実績報告書を作成し、千葉県を通じてセンターに報告するものとする。

（助成金額の確定）

第 10 条　市長は前条第１項の規定による実績報告を受けたときは、内容を審査し、助成金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（第６号様式）により、助成対象団体に通知する。

（助成金の交付）

第 11 条　前条の規定により通知を受けた助成対象団体は補助金等交付請求書（別記様式３）により、市長に請求するものとする。

（助成金の返還）

第 12 条　助成対象団体が、次の各号に該当する場合は、市長は助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）　助成事業の施行方法がコミュニティの健全な発展に対し不適当と認められるとき

（2）　提出書類等関係書類に虚偽の記載をしたとき

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第 13 条　助成金の交付を受けた助成対象団体（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による免税事業者を除く。）は、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額（助成金の交付の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、消費税仕入控除税額報告書（別記様式 2）により、助成事業が完了した日の属する年度の翌々年度の６月 30 日までに市長に報告するとともに、これを返還しなけれ

ばならない。

（財産の処分の制限）

第 14 条　助成金の交付を受けた助成対象団体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した設備及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第 15 条　助成金の交付を受けた助成対象団体は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を助成金の交付を受けた日の属する年度の終了後 10 年間整備しておかなければならない。ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した設備及びその従物がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

（その他）

第 16 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別記様式 1

（略）

別記様式 2

（略）

別記様式 3

（略）

附　則

（施行期日）

1　この要領は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。

（施行期日）

1　この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1　この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　改正後のコミュニティ助成事業申請事務取扱要領の規定は、令和 7 年度以後の年度分の助成金について適用する。

（別記様式 1）

年　　月　　日

船橋市長　　あて

コミュニティ助成事業 助成希望書

団 体 名：
代表者名：
住　　所：
電話番号：

1　助成申請事業の内容

2　金　額

事業費総額	助成申請額							
円				0	0	0	0	0 円

3　備品・設備の保管場所・設置場所

場所名称：
所在地：
土地・建物の所有者：
使用承諾の有無：

4　現状及び助成申請事業の期待できる効果

（現在の状況、整備した備品・設備をどのようなことに使用するか等）

5　過去のコミュニティ助成事業申請実績

・　　年　内容：
・　　年　内容：

別表１　助成申請に際して提出する書類

	書　　類　　名
1	団体規約
2	事業計画（申請年度のもの。コピー可）
3	予算書（申請年度のもの。コピー可）
4	金額積算根拠（見積書等。コピー可）
5	事業内容に関する資料（カタログ等のカラーコピー、事業の企画書や説明資料等）

別表２　実績報告に際して提出する書類

	書　　類　　名
1	支払関連資料（領収書等。コピー可）
2	管理運営規定（コピー可）
3	備品台帳（コピー可）
4	カラー写真（宝くじの社会貢献表示が確認できるもの）
5	建物が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）※1
6	土地が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）※2
7	土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※2
8	公図※2

※1　建物への備品設置や保管場所として建物を使用する場合のみ必要

※2　土地の上に設備を設置する場合（コミュニティ広場への遊具設置、ベンチや簡易倉庫を置く等の固定しないものを含む）のみ必要

（別記様式 2）

消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

団体名

代表者名

住所

　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった助成金の交付について、下記のとおり報告します。

記

交付額　　円

確定申告により確定した助成金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

（別記様式３）

補 助 金 等 交 付 請 求 書

年　　月　　日

船橋市長　あて

補助事業者　住所(所在地)
氏名（団体名及び代表者氏名）

コミュニティ助成事業申請事務取扱要領の規定により補助金等の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年　月　日	番号	第　号
補助年度	年度	補助金等の名称	コミュニティ助成事業助成金
補助事業等の名称	一般コミュニティ助成事業		
交付決定額	円		
既交付額	年　月　日交付　円 年　月　日交付　円 年　月　日交付　円 計　円		
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1　補助金等交付決定通知書の写し 2　その他(　　)		